

英国知的財産庁（UKIPO）、AIと知的財産（著作権・特許）に関する協議を開始

2021年10月29日

JETRO ティュッセルト ルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2021年10月29日、著作権制度及び特許制度が人工知能（AI）にどのように対処すべきかについての協議を開始した旨、プレスリリース等にて公表した。

本プレスリリース等の概要は、以下のとおりである。

<協議の背景・全体の概要>

この協議は、以下の点に関するエビデンスや意見を求めるものである：

- 特許・著作権がAIによってなされた発明・著作物をどの程度保護すべきか
- AI開発において著作権で保護された素材を利用しやすくし、イノベーションと研究を支援するための方策

英国政府は、これまで、AIと知的財産の関係やAIが知的財産の枠組みに与える影響についての [意見募集](#) を行ってきた（[欧州知的財産ニュース 2020年9月25日及び2021年3月24日](#)も参照）。

この意見募集に対しては、次の点に関する課題が提起されていた：

（著作権について）

- ・ 人間の著作物とAIの著作物の保護のバランス
- ・ 機械学習における著作物素材の利用（著作権がAI自体の開発に障壁をもたらす可能性。例えば、AIの学習の際や、イノベーションや研究における、著作権の対象となる物の利用。）

（特許について）

- ・ AIシステムの利用の増加に伴いイノベーションが阻害される可能性

これを受けた今回の協議は、以下の3つの分野において、これらの課題に対処する特許法及び著作権法の改正の可能性に係る様々なオプションについてエビデンスや意見を求めるものである：

1. 人間の著作者が存在しないコンピュータによって生成された著作物（computer-generated works）の著作権保護。これらは現在英国では50年間保護される。しかし、それらはそもそも保護されるべきか、保護されるべきならばどのように保護されるべきか？

2. AIの利用・開発において重要な意味を持つことが多いテキスト・データマイニングに対するライセンス及び著作権の例外。
3. AIによって考案された発明（AI-devised inventions）の特許保護。それらは保護されるべきか、保護されるべきならばどのように保護されるべきか？

なお、この協議は、UKIPO が主導するもので、最近公表された「イノベーション戦略」([欧州知的財産ニュース 2021 年 8 月 4 日](#)も参照) 中の英国政府のコミットメントの 1 つである。

<協議の締切り・回答方法・今後のステップの概要>

- ・ この協議は、2021 年 10 月 29 日から 2022 年 1 月 7 日 23:45 までの 10 週間行われる。
- ・ 回答は、[回答フォーム](#)及びその他の書類を AICallforviews@ipo.gov.uk 宛てに電子メールで送付すること等により行うこととされている。
- ・ この協議の終了後、英国政府は、この協議に対する回答を評価し、政府の回答（対応）文書を公表する。ただし、コメントに対して個別に回答することはない。最終段階の影響評価及び政策決定は、英国政府のウェブサイトにて公表される。

<特許に関する協議の概要>

[特許](#)に関する本協議（及び回答フォーム）には、発明者の要件（inventorship）に関する以下の政策オプション及びこれらの政策オプションに関する質問（番号 11～17）が含まれている。

政策オプション

オプション 0：法的な変更を行わない（発明者が人間である場合にのみ特許が取得できるという現行制度が維持される。）

オプション 1：発明を考案する AI システムの責任を負う人を含むように「発明者」を拡大する（AI のプログラムの作成、AI の設定、AI の操作、AI の学習データなどの入力データの選択、又は、AI の出力のアプリケーションの承認といった活動に関与する人が、人間の発明者とみなされる可能性がある。）

オプション 2：AI を発明者とする特許出願を認める（AI を発明者として指定することを認める、又は、発明が AI によって考案された場合には発明者を指定する要件を免除する。）

オプション 3：AI によって考案された発明を新しいタイプの保護¹によって保護する（特許に似たものだが、より限定的な排他的権利を有するもの。新たなタイプの保護としては、より厳しい進歩性評価を行うもの、進歩性評価を行わずに権利付与

¹ 新しいタイプの保護は[意見募集](#)に対する多くの回答の中で提案されていた。

し有効性判断を裁判所に委ねるもの、20年よりも短い保護期間を有するもの等の様々な方法があり得る。)

質問

質問 11：これらのオプションの優先順位付け及びその理由。

質問 12：オプション 1、2 及び 3 で提案されている改正は、例えば他の特許性基準について、特許制度に間接的な影響を与えるか？

(オプション 1 及び 2 に関する質問)

質問 13：英国特許が AI によって考案された発明を保護するとしたら、発明者はどのように特定され、誰が特許権者となるべきか？これは、AI によって考案された発明に対するインセンティブや報酬の付与にどのような影響を与えるか？

質問 14：オプション 1 と 2 の違いを考慮すると、特許制度において、発明を考案する際の AI の利用について透明性があることは、どの程度重要か？

質問 15：英国がオプション 2 を採用することは、グローバルな特許出願戦略に影響を与えるか、与えるならばどのように与えるか？

(オプション 3 に関する質問)

質問 16：新しい権利は、どのような期間及び範囲の保護を提供すべきか？

質問 17：新しい権利の付与基準はどうあるべきか、また、その理由は何か？特に、それは：

- a) 現在の特許要件を踏襲すべきか？
- b) 進歩性に異なる基準を設けるべきか？
- c) 自動的な又は登録された権利とすべきか？

<その他>

本協議（及び回答フォーム）には、[著作権](#)（コンピュータ生成著作物、テキスト・データマイニング）に関する政策オプション及びこれらの政策オプションに関する質問（番号 1～10）、一般的質問（番号 18～21）が含まれている。また、本協議に関する関連文書として、協議段階の[影響調査](#)が公表されている。

— UKIPO のプレスリリース等は、以下参照 —
(プレスリリース)

[Artificial Intelligence and IP: Consultation on copyright and patents legislation](#)

(協議の詳細)

[Artificial Intelligence and IP: copyright and patents](#)

— AI と知的財産に関する英国の動向に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

➤ [英国控訴院、AI「DABUS」を発明者とする特許出願について判決（2021年9月23日）](#)

(PDF)

- 英国知的財産庁 (UKIPO)、英国の新たなイノベーション戦略における知的財産に関する取組について公表 (2021 年 8 月 4 日) (PDF)
- 英国知的財産庁 (UKIPO)、AI と知的財産の関係に関する意見募集の結果を公表 (2021 年 3 月 24 日) (PDF)
- AI と知的財産に関する英国高等法院及び英国知的財産庁の動向 (2020 年 9 月 25 日) (PDF)

(以上)